

議案第 号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例
の制定について

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)2月 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例(令和2年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例(令和2年条例第22号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(この条例の失効等)</u></p> <p>2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 前項の規定によるこの条例の失効の際、現に基金に残額があるときは、当該残額を宝塚市ふるさとまちづくり基金(宝塚市ふるさとまちづくり基金条例(平成20年条例第37号)第1条に規定する宝塚市ふるさとまちづくり基金をいう。)に同条例第6条第5号に規定する事業を実施するため、積み立てるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>